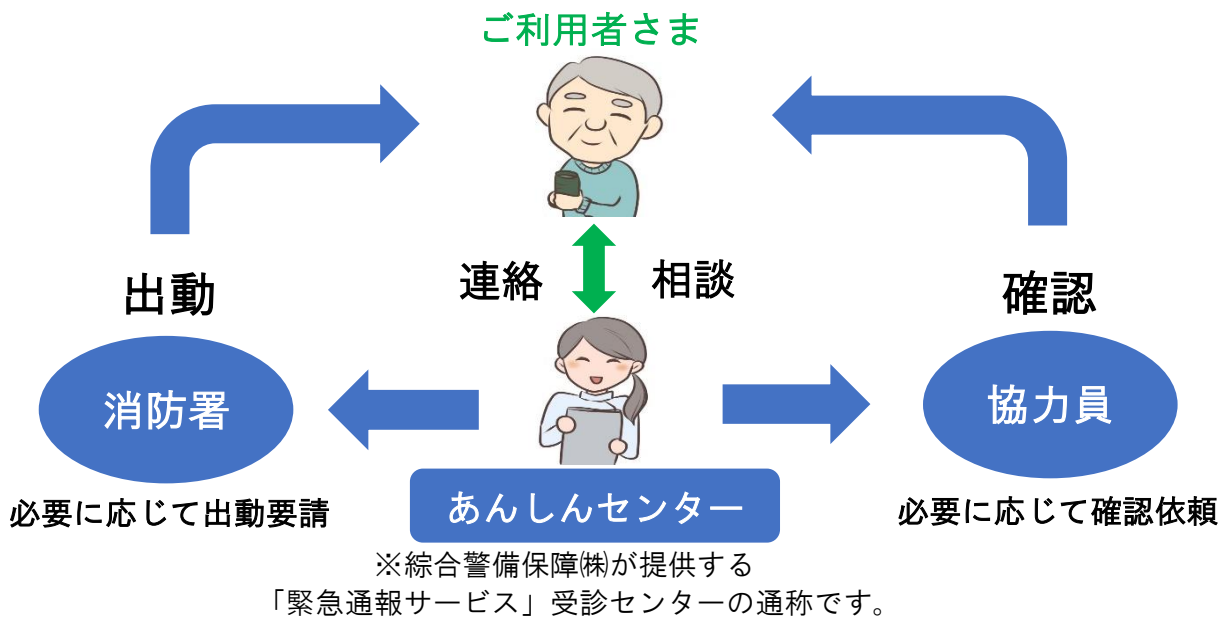


# 緊急通報装置について

緊急通報装置とは、ボタンを押すだけで看護師が常駐するコールセンターに電話が繋がり、『健康に関するご相談』から、『近所の方のかけつけ要請』、『救急車の出動要請』に至るまで、万が一に備える機器です。

(かけつけに関しては、事前に協力員として支援可能な方の連絡先を登録しておく必要があります。)

## 緊急通報サービスのしくみ



○対象者条件  
一人暮らし・市内在住・65歳以上  
※対象外の場合、要相談

○自己負担額  
月額 500 円(税込み)  
※ただし市民税非課税世帯の方は、自己負担金の全額を免除します。  
通報時の通話はフリーダイヤルで通話料金は発生しません。

【 問い合わせ先 】

- 担当課  
桜井市高齢福祉課
- 住所  
桜井市栗殿432-1
- 連絡先  
0744-42-9111  
(内線 2173)

## 01.機器の種類について

### 固定電話型

緊急通報装置(ペンダント付き)



本体



ペンダント

- ・自宅の**固定電話**に繋げる機器
- ・本体は離れた位置からも通話が可能
- ・ペンダントからも発信ができる  
(ペンダントでの通話は不可)

※電話回線の種類によっては機器を利用できないことがあります。その場合は携帯電話等通信回線使用型をご利用いただけます。

4

### 通信回線型

緊急通報装置(ペンダント付き)



本体



ペンダント

- ・固定電話がなくても**携帯電話**の通信回線で利用可能
- ・本体は離れた位置からも通話が可能
- ・ペンダントからも発信ができる  
(ペンダントでの通話は不可)
- ・ご登録の住所地敷地内でのみ利用可  
(外出時利用不可)

※電波状況によっては利用できないことがあります。

## 02.協力員(かけつけ員)のみなさまへ

- ① ご利用者さまから通報が入り、緊急事態と判断して救急車を要請したとき、ご利用者さまを励ましていただいたり、救急車の誘導をお願いすることがあります。
- ② ご利用者さまから通報が入って応答がないとき、室内で倒れて意識不明の状況ということも予想されます。このような場合、現場確認をお願いすることがあります。あるいは応答があり、救急車の出動要請は必要ないが、はっきりとした状況がわからないときに様子を見に行ってくださいをお願いしております。
- ③ 定期的にあんしんセンターからご利用者さまの状況を確認するためのお伺いコールをかけていますが、何回電話してもつながらないことがあります。その場合、ご利用者さまの状況をお伺いしたり、ご利用者さまのお宅を訪問して確認をお願いすることがあります。
- ④ ご利用者さま宅を訪問されたときは、ペンダントがどこにあるかを確認いただき、いつもペンダントをお持ちいただくようお願いしてください。また、訪問した際は試し押しをしていただき、いつでも気軽に通報できることをお伝えください。
- ⑤ あんしんセンターからの発信番号は【03-6387-3036】です。可能であれば事前にご自身の電話帳等にご登録いただき、緊急時に対応できるようお願いいたします。